

教育編

【小・中学校の就学援助措置】

- ◆ 被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助します。
- ◆ 被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者を対象とし、避難されている方もこの制度を活用することができます。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村教育委員会又は宮城県義務教育課（Tel:022-211-3643）にお問い合わせください。

【東日本大震災みやぎこども育英基金による支援事業】

- ◆ 震災で親などを亡くされた子どもたちが安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう、月額金と入学・卒業時の一時金を給付し、長期的・継続的に支援します。
月額金＝ 就学区分に応じ1～3万円
一時金＝ 入学・卒業時に区分に応じ10～60万円
- ◆ 詳しくは、未就学児のお子様は、県子育て支援課（Tel：022-211-2633）、小学生～大学生などのお子様は、宮城県教育庁総務課（Tel：022-211-3611）にお問い合わせください。

【日本学生支援機構奨学金の貸与】

- ◆ 日本学生支援機構では、東日本大震災に遭われた方々の奨学金の申し込みを受け付けています。
- ◆ 災害により奨学金の返還が困難な場合には、返還期限の猶予制度が利用できます。
- ◆ 詳しくは、貸与申請については在学している学校に、返還期限の猶予については独立行政法人日本学生支援機構（Tel：0570-03-7240（ナビダイヤル）、03-6743-6100）にお問い合わせください。

[ガイドブック目次に戻る](#)
[東北管区行政評価局HPに戻る](#)